

令和6年第1回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和6年1月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (19名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

○ 欠席した委員(1名)

21番 小原 正隆

○ 事務局職員出席者

事務局長	市村 義美
次 長	山本 孝浩
主 査	出口 大悟
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第6号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

報告事項 農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について

報告事項 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について(令和5年度変更分)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 11 番 (上田)

議事録署名人 12 番 (春日)

開 会 令和6年1月26日 午後3時00分

局 長 (市村 義美君)

皆様、こんにちは。

新年初の総会ということですので、今年もよろしく願いいたします。

それではただいまから令和6年第1回農業委員会総会を開会させていただきます。

氣賀澤会長さん、御挨拶をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めてということになりますが、本年もよろしく願いいたします。

今年はたつ年ということで、希望を持って明けたんですけども、1月1日の能登の大地震、それから2日には羽田空港での飛行機事故等がありました。亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方にはお見舞い申し上げたいと思います。

また、駒ヶ根市では、今週――1月21日には駒ヶ根市長選と市議会議員の補欠選挙がありました。

結果としましては、実績と経験がある方にお任せしますということで、駒ヶ根市民の意向が反映したものと思っております。

また、市議会議員の補選につきましては新たに女性の方が当選されまして、新しい風が吹くんじゃないかなということで期待しております。

そういうことでありますけれども、農業委員会としましては今年も法律で定められた内容をやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

特に今年は地域計画の策定ということが国より求められておりまして、目標地図の作成が農業委員のほうに任せられております。また後で話があるかと思っておりますけれども、農業委員のほうが中心となりまして各営農組合のほうでそれに向けた話し合いが持たれると思っておりますので、よろしく願いいたします。

とにかく、今年はいろんなことで農業委員の方々は忙しいことになると思いますが、よろしく願いいたします。

また、今日は今年初めての委員会となります。去年暮れの委員会では私のほうでいろいろ不手際がありましたことをおわびするとともに、今日はきちんと会議を進めていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

局 長 (市村 義美君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を本日は6番 小松伸治委員、よろしく願いいたします。

6 番 (小松 伸治君)

それでは一言ということですが、何でもいいというお話なんで、私がやってきました仕事の体験談と最近の思いについてちょっとお話しさせていただきたいと思います。

今、私は農協の理事をやっておりますが、現役の頃は長野県信連という組織にいました。ここは県下のJAの貯金を集めて約2兆5,000億円を超える資金を扱っております、金融機関ということでございます。金融機関でありますので、本業は貯金と貸出金ということでありますけれども、私が担当しておりましたのは証券運用業務をやっておりました。

今は日経平均株価が高騰しておりますして話題を集めておりますけれども、私はちょうど三十有余年前のバブルの時期に株を担当しております、ちょうど2万円ぐらいの水準を経験し、それから最高値の3万8,900円という金額をつけてから奈落の底へ落ちていったという上り坂と下り坂を経験させていただきました。

その上り坂のときには、とにかく毎日何千万円とか稼ぐもんですから、こんなに簡単に汗もかかずに紙の売買で動いていいんだろうかと、そんなふうに思いまして先輩に聞きましたところ、先輩は、我々は額に汗をかくんじゃなくて頭の中の脳みそに汗をかいているからいいんだと、こんなように言われまして、そのときはなるほどというふうに納得をしたわけでありましてけれども、その後は見事に大きく崩れていったということでもあります。

バブルが消えたりしましたが、その後の一番はリーマン・ショックということで、本当に地獄へ落ちるような大変な思いもしたところでございます。何とかそれを修復しまして退職したわけです。

今は、駒ヶ根へ帰ってきました、僅かな農地を耕して、それほど汗はかきませんけれども作業が終わりましたらビールをおいしくいただくというような幸せな生活をしております。

最近では虚業と実業という言葉が頭をめぐってきてまして、つくづく感じるところでございます。

そうした価値のある農業と、それに関わるお役を皆さんと一緒に受けさせていただいております、いろいろ勉強不足な点は多々ありますけれども、またいろいろと教えていただきながら務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより令和6年1月4日付、告示第1号をもって招集した令和6年第1回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

なお、21番 小原正隆推進委員から欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において11番上田佳子委員、12番 春日知也委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページの左側を御覧ください。

計画変更-1で示した場所になります。

南割区、 、 の北1筆397㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

当初計画は申請地に住宅を新築する予定であったが、両親の世話をするため申請地北側の両親の住宅に同居することになり住宅の新築を中止した、承継計画は、既に申請地北側の住宅の敷地として一体的に使用しているが、農地法の許可を得ていないことから、今回手続を取り引き続き敷地の一部として使用したいというものでございます。

以上1件につきまして御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

15番 (堺澤 務君)

1月4日に上田委員と現地を確認しました。

自宅の南側ですけれども、もう既に木を植えてあり、何年も前から自宅へ入っていく通路という形になっておりまして、特に問題ないと判断いたしました。

た。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは議案第 1 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書 3 ページをお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1 件でございます。

場所につきましては 4 ページの左側を御覧ください。

3-1 で表示した場所になります。

南割区、■■■■の西 4 筆、計 5,863 m²になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は当地において令和 2 年より■■■■を栽培しており、引き続き耕作するため取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。

今回の譲受人につきましては、これまで農地を取得しておりませんが、数年前に農地の取得について農林課に相談があり、その際には今後実績を積んでいただいてから取得の手続を進めていただきたいと事務局のほうからアドバイスしたようであります。このアドバイスに基づいて令和 2 年から■■■■を栽培しておられ、耕作の実績もあるということでしたので、今回手続を進めました。

説明につきましては以上となります。

以上1件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

15番 (堺澤 務君)

1月4日に上田委員と現地を確認いたしました。

地図を見ていただいて、左側に「■」とある所有者が■さんへ売るという形であります。

もともとこの土地は■のほうで■を作っております。

■さんは実家のほうで農業を幾らか手伝ってやっていたということで、農業をやりたいということで令和2年にはこちらで■作りを始めまして、去年まで間違いなく■を作っており、畦畔管理もしっかり行っております。

また、農機具につきましては、■さんのところに農業用倉庫がありまして、そこに農機具――トラクター等を置いて作業に当たっています。

あと、本人はさらに周りの土地も借りたりして農地を増やして農業をやりたいということでありました。

以上であります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第2号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書5ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては6ページの左側を御覧ください。

4-1で表示した場所になります。

南割区、[REDACTED]の南東2筆、計1,024㎡になります。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、申請人は自身が所有する住宅が[REDACTED]として[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]されたことに伴い調査及び見学者などの駐車場が必要となることから駐車場用地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、[REDACTED]につきましては農業振興地域内の農用地区域外の農地となっております、[REDACTED]につきましては令和5年9月27日に農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては、いずれも1種農地、土地改で、不許可の例外として既存敷地拡張で見えております。

以上1件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いいたします。

15番

(堺澤 務君)

12月9日に上田委員と現地を確認いたしました。

[REDACTED]の南側の畑ですけれども、こちら辺は割りと湿地で作物が作れないということで、一部、ちょっとは作っていたということですが、雑草が生い茂っている場所です。

特に周りの農地に影響を与えることはないということと、後は、この黒く塗った場所の西北には用水路があるので、用水路に草等がかからないように管理してほしいという意見を付け加えて許可といたしました。

以上です。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

議案第3号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

(出口 大悟君)

それでは議案書7ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては8ページの左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXXの北西1筆767㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在親と同居しているが手狭なことから住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は農業規模の縮小を図りたいと考えていることから譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年10月26日に農振除外が認可となりまして、農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては8ページの右側から9ページを御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの南2筆、計3,909㎡のうち3,5837㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、営農型太陽光発電施設。

理由でございますが、借受人は市内において営農型発電事業を営んでおり、作付が困難な田において事業による収益の確保と農地の適正な管理を行うため当地を使用したい、貸付人は農地としての管理がままならない状況であるため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内となっております

が、一時的に転用する場合は農用地域内でも転用できるというものになっております。

そうしましたら、先ほど議案書とは別にA4サイズで両面印刷の太陽光パネルレイアウト図をお配りさせていただきましたので、参考にこちらを御覧いただけたらと思います。

この図面の中に小さい長方形が幾つも並んでいるかと思いますが、これが太陽光パネルの設置位置になります。

今回の計画では、2筆合わせまして太陽光パネルが437枚です。

今回、太陽光パネルの下部におきましてはナンテンを栽培する予定であります。

■■■■の栽培に係る指導につきましては、■■■■の■■■■担当者からアドバイスを受けながら、今回の農地規模に応じた適切な■■■■の本数ですとか、あとは遮光率につきましても■■■■の生育に支障がないということで大体50～53%という設計にしているということであります。

それで、今後、営農に係る問題ですとか、何か支障が生ずれば随時■■■■■■■■の担当に相談しながら適切な営農を進めていくということで申請を受けております。

また、太陽光パネルの高さでございますが、一番低いところで2.5m、一番高いところで3mといったことで、高さもある程度確保しております、営農には支障がないということを確認しております。

説明につきましては以上となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

地元委員の補足説明をお願いします。

20番

(小平 裕一君)

1番ですけど、1月4日に堺澤委員と現地確認してきました。

それで、申請地の周辺農地への影響は特になんないということで、雨水については浸透ますを設置し、生活排水は集落排水に接続するという確認を取りました。

あと、申請地の道路側に水路があるんですけど、そこが申請地へのアプローチ——出入口になるんで、そこの草刈り等の管理はしっかりしていただくようお願いして、問題なしといたしました。

13番

(北澤 満君)

2番であります。

いつも話題になる営農型太陽発電施設ですけども、令和3年11月に集落

説明会をして集落においての了解はいただいたということであります。

貸付人の方の住所が■■■■にはなっておりますけれども、「5-2」と書かれている上の細長い四角が両親の住宅であります。

それで、ここは2筆とも基盤整備が行われたんですけれども、旦那さんが亡くなってからはなかなか作付ができないようになっていました。その農地を担い手の人が借りて作付したんですけれども、なかなか思うように作付ができないということでした。

私も太陽光発電施設の話がある前に確認したんですけれども、■■■■を作っても本当に出来が悪かったということで、悩んでいたところこの話が持ち上がり、営農型太陽光発電設備を設置するというふうに話が決まったということであります。

それで、圃場の横には水路もあり、また大曾倉でも営農型太陽光発電として■■■■を植えて管理されておる実績があり、今回の申請も問題ないということで許可とさせていただきます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第4号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、

議案第5号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)
議案書10ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和6年1月31日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが2万1,695㎡でございます。

貸手が5、借手が6です。

(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただき、11 ページ～12 ページに詳細が載っておりますので御確認をお願いします。

なお、12 ページにつきましては解除条件付きの貸借となっておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

地元委員の方で何か補足説明があるようでしたらお願いいたします。

[発言者なし]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、ないようですので、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

2 番 (中嶋 隆君)

12 ページのって、さっきの7 ページのやつですよ。

これは何で二重になっているんですか。

主 査 (出口 大悟君)

先ほどの営農型太陽光発電施設なんですけれども、今回は太陽光パネル下部での耕作が必須となります。■■■■■を耕作するに当たっては耕作するための権利を設定しないと耕作できないので、太陽光パネルの下で耕作するための権利設定になります。

2 番 (中嶋 隆君)

ああ、そういうことか。5 条とは別になるのか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは議案第 5 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、

議案第 6 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を議題といたします。

- 提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (高坂 貴和君)
議案書 13 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。
公告年月日でございますが、令和 6 年 1 月 31 日でございます。
期間の終期でございますが、5 年が田 11 万 6,461 m²、畑 1,476 m²、10 年が田 2 万 7,463 m²、畑 1,528 m²、傍系で 14 万 6,928 m²でございます。
貸手が 52、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。
14 ページ～31 ページが利用権設定の各筆明細となっております。
52 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 94 筆を貸し付けるということになっております。
長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付け予定でございます。
権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。
以上について御審議をお願いします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
これから質疑、意見に入りますけれども、量が多いものですから、ちょっと時間を取りますので各自で確認してください。
それと、もし地元委員の方で補足説明がありましたらお願いいたします。
それではちょっと時間を取りますので、お願いします。
〔各自黙読〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
- 2 番 (中嶋 隆君)
毎回なんだけど、実質的な新規っていうのはどれくらいですか。――JA からのものを除いたものってどれくらいですかっていうことです。
- 主 査 (高坂 貴和君)
今回の中間管理事業につきましては、全て JA の円滑化事業が終了して農地中間管理事業として新規で出たものとなっております。
- 2 番 (中嶋 隆君)
ということは、もともと JA のほうに預けていたものが長野県農業開発公社のほうに移ったということで、ということは、実際には、何ですか、もともと

集約できていたものの名前が変わっただけということですよね。新しく集約されたわけではないということで理解していいですか。

主 査 (高坂 貴和君)

そうです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

5 番 (倉田 益式君)

これだけたくさん案件が出てくると集積、集約の表にはある程度見える形で反映されてくると思うんですけども、集積した代わりに集約率が落ちてくるとかいうことはないのでしょうか。

私は上穂なんですけれども、例えば上穂の人間が利用権の設定を受ける者というところに載っているんですが、上穂から中割に行って耕作する、その地主は中割の人だと、それで南割に行って耕作する、その地主は南割だというようなことも入っているんじゃないかなと思うんですね。その辺は事務局のほうで把握できているんですか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

事務局、何か分かりますか。

次 長 (山本 孝浩君)

すみません。集積率までは把握できますけど、集約率っていうところだと分からない状態です。

5 番 (倉田 益式君)

これから地域計画のほうの進んでいくんですけども、その辺のところが我々農業委員のほうでも何か目に見える形で出てくるとありがたいと思うんですけども、どうでしょうか。

次 長 (山本 孝浩君)

そういう話合いに使う材料としては、農政系のほうでこれまで作ってきた人・農地プランに基づく集積の地図、そこには認定農業者だけではなくて、人・農地プランに位置づけられる認定農業者、認定新規就農者ほか、認定農業者に準ずるような基本水準到達者っていう方々が人・農地プランに位置づけられた担い手っていうことになりますので、そういった方々がどこを集積しているっていう地図は農政系のほうで作ってはあります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

倉田委員さんの言われることはちょっと理解を超える質問なんですけど、結局こうやって借りる人、貸す人が出てくるんですけども、上穂にいて貸したところを例えば福岡から来た人が耕作しているとか、そういうことが見られるんで、これを同じ地域の人が耕作するようにできるような何か資料はないかって

いう質問の趣旨でいいですか。

5 番 (倉田 益式君)

利用権の設定が変わることによって集積率は高まっても、逆に集約率が落ちる……。

要は地主から地主ではない人に利用権の設定が移ることが多いと思うんですよね。

それで、さっき具体的に言ったんだけど、例えば上穂に 20 町歩以上を受けてやっている人間がいます。ちょっと話をして、これからもう少し規模を拡大するに当たって今のままだでもできるかといったら、例えば、できれば北割の山つきのほうからずっと連続で自分のほうに貸してもらったらもう少し規模拡大できるとか、こちら辺は地域計画とも絡んでくるんですよ。

それで、今はどんな状態かっていうと、ちょっとこれを見ても、例えば上穂からトラクターを走らせて福岡まで行って耕作するとか、南割まで行って耕作するとか、もう全くあちこちを飛び飛びでやっているんですよ。だから、そういう状況で集積することによって逆に集約率が落ちる可能性もあるということを行っているんです。

それが我々農業委員のほうに何か見える形で出てくればこれから取り組む地域計画を進めるに当たっても利用できるかなということちょっとお聞きしたんです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

分かりました。ありがとうございました。

たしか人・農地プランの中でもここは誰が耕作するっていうように作ったと思うんですよ。だから、それを見ればある程度はどこを誰が耕作しているかっていうのは分かると思うんです。

それで、そこから、じゃあこれからっていうところは、まずそこを確認してから――出るデータとすればそれかなと思うんですよ。じゃあこれからどうするかっていうのは、10 年の地域計画をつくる中で、すぐにはできないんですけど、じゃあつくっていくっていうことかなっていうふうに理解しているんですけれども……。

5 番 (倉田 益式君)

簡単には、今あるこの表の地主と耕作担当者を図面に落とし込んだらいいんですよ。

そうしたら、地主が持っているのは例えば南割だとして、地主が南割にいて地続きで耕作していたと、それで年を取ったからもう誰かに耕作してもらいたいっていうことでここへ頼んだ結果、上穂から南割に耕作に行くということになりますよね。

だから、今 20 町歩やっているのが 30 町歩できるっていうことになれば、確かに集積率は上がると思うんですよね。100 人で耕作していたところを 30 人で耕作するよっていうことになれば集積率は高まる。

ただし、1 人がまとまった農地を受けるんじゃなくて、点在した農地をあっちへ行ったりこっちへ行ったりっていうことです。

その状況はこの表を地図に落とし込んでみれば出てくると思うんですよね。最終的に全農地をそういう形にして目で見える形にすれば地域計画を進めるに当たっても非常にスムーズに進むと思うんです。

2 番 (中嶋 隆君)

その話は、今の集積っていうのは、たくさん新規であるけど J A からの借換えなんで、実際に集積が進んでいるということはないということですよ。まずそこが 1 つです。

あと、集約っていうのは何じゃらほいって話なんだと思うんです。

担い手なり何なりのところを集計すればいいんで集積率っていうのを捉えるのは割合やりやすい。

ただ、じゃあ集約ってどうやって数字的に捉えるのかっていった場合には非常に難しい。結局、耕作者の位置——耕作の拠点と耕作する農地との実質的な距離の話になってくるんで、それをどうやって捉えて集約が進んだっていうかっていうところが一番難しいところじゃないかなと思います。

それを数字的に捉えないとなかなか難しいところなんでというところなんだけど、ほかの市町村ではどうやって集約を捉えているのかっていうのは何かありますか。

次 長 (山本 孝浩君)

多分、集約というからには、耕作する農地が点在しているのではなくて、ある程度一つのまとまりになっているものを集約と思いますので、集約率を求めるっていうよりは、集約面積、例えば担い手 A さんの集約面積を求めるっていうのであれば可能であると思うんですけれども、市全体の農地に対しての集約率っていうものを求めるとなると、ちょっと私もどういふふうに求めればいいのか、難しく感じます。

2 番 (中嶋 隆君)

ただ、そこら辺はやっぱり見えるようにしていかないと進んだか進んでいないかっていうのが一切分からないところになっちゃうんで、こんな指標にしたらいんじゃないのかっていうのをこれからみんなで何か考えていくべきかなというところと、もう一つは、日本全国のどこかで進んでいるところがあれば、そこもちょっと調べてほしいなと思うんです。集約をどうやって数値的に捉えて集約されたと言えるかっていうところですよ。

- 3 番 (木下 亜紀君)
質問してもいいですか。
大変申し訳ないんですが、集積率と集約率の分母と分子を教えてください
いんですけれども……
- 2 番 (中嶋 隆君)
私のほうに言われても困っちゃう……
- 3 番 (木下 亜紀君)
事務局の方、教えてください。
- 局 長 (市村 義美君)
先ほど次長のほうから答えましたように、駒ヶ根市としての率の設定って
いうのができていないというか、やれないというか、率というか、単純な面積な
んですよね。
今、駒ヶ根市独自でこれから決めていったらどうかという提案があったよ
うに、もともとの分母がどのくらいになって分子が何なのかというのは決
まっていない、そういう状況ですので、それをこれから決めていったらどう
でしょうかと先ほど中嶋委員さんが言われたところです。
地域計画をつくっていく上でそれが不可欠かどうかというところの論議
ではなくて、今日この後、協議会のほうで少し地域計画をつくるときの説明を
します。
それで、ちょっとその資料を今日はつけてありまして、協議会の資料の最終
ページを御覧になっていただくと、図面をつけてあるんです。
これは、今言われたように、率とか、そういうことではなくて、農地の持ち
主さんが貸したいという土地を表示したりして、それが現状はどうなってい
るのか、そこを借りている人が引き続きどういう意向なのかというところま
では表すことができますので、先ほど倉田委員が言われたことに対する対応
とすると、一旦この図を確認していただくということになると思います。
それで、先ほどから出ている集約となると、農業をやっている方の考え方
というのは主体的なものがありまして、ある人はおうちの周りの片道何分くら
いのところにあるのを集約と捉える、ある人はまた別の距離感で捉えるって
いうことがありますので、なかなか一律の定規を当てるわけにはいかないかな
と思います。
ですから、一旦は、率とか、そういうパーセンテージじゃなく、この地図を
見ていただいてできるだけ希望に沿うような話合いに持って行ってもらうよ
うなことしかできないかなと思います。
率で何%を目標にするっていうのがはっきり出ればいいんですけれど、それ
をやることによって物すごく作業速度が遅くなったり、逆に、何でしょう、話

合いが進まなかったり、そういうことがあるといけませんので、ちょっとそんなふうに話を聞いておるところでございます。

もし皆さんの中で、集積率など、そういったものの明らかな定義があったり聞いたり、意見があればお聞かせいただければと、そんなふうに思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

分かりました。

今、議論を進めましたけれども、現状を見ますと、先ほど言いましたように人・農地プランのほうで大体この土地は誰が耕作するということは各地域で示されていると思います。ですので、それを基にした地域計画の目標地図の作成に入っていくということで、その中で各農業者の意見等も確認しながら、調整しながら、また作業を行っていく中で必要となった場合は集約率、集積率をどうやって求めるかっていうことも徐々に決めていこうかと思えます。

まずは現状を見ながら、泥臭い作業になるかと思えますけど、そこから入って、またいい方向へ持っていきたいと思っておりますので、そんな形で進めたいと思えますが、よろしいですか。

倉田委員さん、そんな形で進めますので、お願いします。

1 4 番 (宮澤 秀一君)

今は議案第6号だと思うんですが、ちょっと今の集積率云々は議案第6号の賛否に対して必要なかどうかという疑問があるので、議案第6号に戻っていただいたほうがいいんじゃないでしょうか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

理解できないんですが、賛否に影響があるというのはどういう意味なのか教えてくださいませんか。

1 4 番 (宮澤 秀一君)

すみません。

農地中間管理事業を決定するに当たって賛成するか反対するかの議論だと思うんですが、それに集積率云々の議論が必要なかどうか、要するに、協議会では地域計画についてという議題があるので、そこでの議論ではないでしょうか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

現状、議案第6号議案の農地中間管理事業につきましては、先ほどもちょっと提案させていただきましたが、集積率、集約率についてはこれから進めていく中でどういうものがベターであるかっていうことを決めていきたいと思いますので、今回のところは除いての決議としたいと思っております。言い方が曖昧ですか。

14番 (宮澤 秀一君)
いや、議案第6号に戻っていただければいいです。

会長 (氣賀澤 道雄君)
では、そういうことで集積率、集約率については除いた形での決議とします
ので、よろしく願いいたします。
よろしいですか。
では、議案第6号について原案どおり可決することに御異議ございません
か。

会長 (氣賀澤 道雄君)
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議なしと認めます。よって、議案第6号 農用地利用集積計画の策定に
ついて(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたし
ました。

主査 (出口 大悟君)
次に報告事項 農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について
事務局より説明願います。

主査 (出口 大悟君)
そうしましたら議案書32ページを御覧ください。
農地法第4条第1項第9号の規定による届出がありましたので御報告させ
ていただきます。
1件でございます。
場所につきましては33ページを御覧いただけたらと思います。
報告事項-1で表示した場所になります。
東伊那区、火山いきいき交流センターの南1筆2,024㎡のうち11,329㎡に
なります。
32ページにお戻りください。
届出目的でございますが、農業用施設となっております。
内容でございますが、当地をブルーベリーなどの摘み取り園として活用する
予定であり、来客時の受付窓口、果樹の計量、支払いなどの対応を行う施設と
して設置したいというものでございます。
報告につきましては以上となります。

会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
これは面積が11,329㎡ってということなんですね。

主査 (出口 大悟君)
そうです。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
分かりました。
ただいまの件についてこれより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、これは報告事項になりますので御了承のほうをお願いいたします。
続きまして報告事項 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について（令和5年度変更分）事務局より説明願います。
- 主 査 (出口 大悟君)
そうしましたら議案書34ページを御覧ください。
令和5年12月26日の委員会において農地に該当するか否かの判断、いわゆる非農地の御判断をいただきました農地につきまして、所有者の皆様は今後手続を進めますという通知をお送りさせていただきました。
大変申し訳ありません。その中で、こちらの確認不足で既に過去に非農地の判断がなされていた筆が1筆含まれてしまっていたことと、あとは今後も農地として保全管理していきたいという申出が1筆ございました。
よって、既に令和4年度に非農地判断をしている東伊那の3863-1につきましては手続が完了しており、中沢4008-1につきましては非農地の判断を変更して引き続き農地台帳において農地として管理する扱いにいたしますので、その変更について御報告させていただきます。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ただいまの件についてこれより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、報告事項についてはそれぞれ説明のとおり御承知おきください。
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和6年第1回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。
- 閉 会 午後3時53分

